

ドイツからの家きん肉等の輸入停止措置の解除について

平成24年10月1日

ドイツから日本向けに輸出される家きん及びその卵の輸入停止措置の解除については、平成24年5月24日付け24消安第934号消費・安全局長通知によりお知らせしているところです。

今般、同国から日本向けに輸出される家きん肉及びその加工品についても、本日付けで輸入停止措置が解除されました。

24 消安第 3130 号
平成 24 年 10 月 1 日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

ドイツからの家きん肉等の輸入停止措置の解除について

ドイツから日本向けに輸出される家きん及びその卵の輸入停止措置の解除については、平成 24 年 5 月 24 日付け 24 消安第 934 号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、ドイツ家畜衛生当局から昭和 42 年 6 月 23 日付け 42 畜 A 第 3619 号畜産局長通知の条件に基づき家きん肉等の輸出を再開したい旨の書簡を接受した。同国における低病原性鳥インフルエンザの清浄性については既に確認されていることから、家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類）肉及びその加工品についても、本日付けで輸入停止措置を解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。